

山県市立各小中学校在籍の児童生徒の保護者 様

山県市教育委員会

就学指定校 及び 就学指定校変更について

表記のことについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 就学指定校（「山県市立学校の就学区域を定める規則 第2条」より）

学校名		就学区域
高富 中学校	高富小学校	高富、佐賀
	富岡小学校	東深瀬、西深瀬、高木
	梅原小学校	梅原
	桜尾小学校	椎倉、伊佐美、赤尾
	大桑小学校	大桑
伊自良 中学校	伊自良南小学校	洞田、小倉、大森、藤倉、大門
	伊自良北小学校	長滝、平井、掛、松尾、上願
美山 中学校	美山小学校	岩佐、中洞、富永、青波、佐野、船越、日永、出戸、相戸、柿野
	いわ桜小学校	徳永、笹賀、椿、谷合、田栗、片原、神崎、円原、葛原

2 就学指定校変更

山県市が指定する就学区域での就学が原則です。但し、就学指定校の変更の許可の基準について、次のように定めています。基準を満たしているかどうかの山県市教育委員会の審査を受けて、本人及び保護者が希望する学校（山県市内の学校に限る）に、就学校を変更することができます。

在学中に転居したが、通学に支障のない場合。

住居の新築又は転居予定の場合。

両親共働き等で、下校後、家庭に保護監督するものがない小学生で、祖父母等の託児先の校区の学校へ就学する場合。

留守家庭の理由により、小学校を指定校変更許可されている場合で、家庭状況が引き続き同様であるとき、在籍した小学校の属する中学校へ進学する場合。

身体虚弱により、指定校への就学が不可能な場合。

山県市就学指導委員会の指導により、指定校と別の学校の特別支援学級に就学する場合。

いじめの対応等教育的配慮が必要な場合。教育的配慮を理由とする場合は、児童・生徒の在籍校長に就学指定校の変更についての意見書を求めることができるものとする。

その他、教育長が特に必要があると認める場合。

前各項の基準により就学指定校の変更を許可するときは、当該児童・生徒の登下校時における事故等の責任は、一切その児童・生徒の保護者が負うものとする条件を付す。

3 就学指定変更の手続について

指定変更の希望をされる場合は、

山県市役所3階にある山県市教育委員会学校教育課へ「就学指定校変更申請書」を取りに来てください。

「就学指定校変更申請書」に必要事項を記入し、変更理由に合わせて必要な添付書類を整え、山県市教育委員会学校教育課へ提出ください。審査し、後日、通知をします。

次年度小学校1年生中学校1年生については、手続きの締切りを前年度11月30日（土曜日・日曜日の場合は前日）までとしています。